

# 技術士とは

岩手県技術士会

【**定義**】 技術士の名称を用いて、科学技術に関する高等の専門的応用能力を必要とする事項についての**計画、研究、設計、分析、試験、評価**又はこれらに関する**指導**の業務を行う者をいう。(技術士法第二条)

- 【**特徴**】
1. 五大国家資格 (弁護士、公認会計士、**技術士**、不動産鑑定士、弁理士) のひとつである。
  2. 欧米のプロフェッショナル・エンジニアに該当する技術コンサルタントである。
  3. 科学技術に関する博士号と並ぶステータスを有し、法的な特典が付与されている。
  4. 科学技術の対象が広範囲あることにより、21 の技術部門に分かれている。
  5. 技術士が行う業務には、経済的効果が求められる。
  6. 技術士は 1 次試験 (学科・論文) 合格後 4 年間の業務の実務修習を経て、2 次試験 (学科・論文・面接) の合格後、文部科学大臣に登録し免許を取得する。
  7. 専門分野の業務のため、日常生活になじみが薄く一般的に知名度が低い。

## 【三大義務と二つの責務】

### 《 信用失墜行為の禁止 》

技術士又は技術士補は、技術士若しくは技術士補の信用を傷つけ、又は技術士及び技術士補全体の不名誉となるような行為はしてならない。(法第 44 条)

### 《 技術士等の秘密保持義務 》

技術士又は技術士補は、正当な理由がなく、その業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。技術士又は技術士補でなくなった後においても、同様とする。(法第 45 条)

### 《 名称表示の場合の義務 》

技術士は、その名称表示に関して技術士の名称を表示するときは、その登録を受けた技術部門を明示するものとし、登録を受けていない技術部門を表示してはならない。(法第 46 条)

### 技術士等の公益確保の責務

技術士又は技術士補は、その業務を行うに当たっては、公共の安全、環境の保全その他の公益を害することのないよう務めなければならない。(法第 45 条の 2)

### 技術士の資質向上の責務

技術士は、常に、その業務に関して有する知識及び技能の水準を向上させ、その他その資質の向上を図るよう務めなければならない。(法第 47 条の 2)

## 【技術士倫理要綱】

(日本技術士会制定)

技術士は、公衆の安全、健康および福利の最優先を念頭に置き、その使命、社会的地位、および職責を自覚し、日頃から専門技術の研鑽に励み、つねに中立・公正を心掛け、選ばれた専門技術者としての自負を持ち、本要綱の実践に務め行動する。

### 《品位の保持》

1．技術士は、つねに品位の保持に努め、強い責任感をもって、職務完遂を期する。

### 《専門技術の権威》

2．技術士は、つねに専門技術の向上に努め、技術的良心に基づいて行動する。また、自己の専門外の業務あるいは確信のない業務にはたずさわらない。

### 《中立公正の堅持》

3．技術士は、その業務を行うについて、中立公正を堅持する。

### 《業務の報酬》

4．技術士は、その業務に対する報酬以外に、利害関係のある第三者から、不当な手数料、贈与、その他これらに類するものを受け取らない。

### 《明確な契約》

5．技術士は、業務を受けるにあたり、事前に相手方に自己の立場、業務の範囲などを明確に表明して契約を締結し、当該業務遂行上両者間で紛争が生じないように勤める。

### 《秘密の保持》

6．技術士は、つねにその業務にかかる正当な利益を擁護する立場を堅持し、業務上知り得た秘密を他に漏らしたり、また盗用しない。

### 《公正、自由な競争》

7．技術士は、公正かつ自由な競争の維持に努める。

### 《相互の信頼》

8．技術士は、相互に信頼し合い、相手の立場を尊重し、いやしくも他の技術士の名誉を傷つけ、あるいは業務を妨げるようなことはしない。

### 《広告の制限》

9．技術士は、自己の専門範囲以外にわたる事項を表示したり、誇大な広告はしない。

### 《他の専門家との協力》

10．技術士は、その業務に役立つときは、進んで他の専門家、あるいは特殊技術者と協力することに努める。